

島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領

最終改正 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続その他の必要な事務取扱いに関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする予定価格が5千万円以上の建設工事、総合評価落札方式の適用を受ける建設工事及び解体工事の契約とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その調査基準比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 調査基準比較価格は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額の1万円未満の端数は切り上げるものとする。

(失格判断基準の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格その他の条件を理由として当該申込みをした者を落札者としなない判断を行うための基準（以下「失格判断基準」という。）を設けるものとする。

2 前項の失格判断基準のうち、申込みのあった価格をもって失格とする場合は、入

札金額が、調査基準比較価格に10分の8を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）

を下回った場合とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該工事における特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しい場合においては、第1項の規定による失格判断基準を設けず、又は前項に規定する率を適宜変更して計算した額を失格判断基準として設けることができるものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 入札参加者には、一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については指名通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第6条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

（落札の保留）

第7条 開札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「調査対象者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

第8条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、契約検査課長は工事主管課長及びすぐやる課長とともに、調査対象者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて、調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書

(2) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事を含む。）

(3) 契約対象工事の実施場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件

(4) 配置予定技術者

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給の見通し

(9) 下請契約の予定者名

(10) 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者

(11) 前号の公共性のある工事の成績状況

(12) 経営状況

(13) 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等の信用状態

(14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 調査は、調査対象者のうち最低の価格をもって入札したもののほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

(適合した履行がされると認められる場合の措置)

第9条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第10条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせず、次順位者を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

3 第1項の調査対象者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

4 調査の結果、調査対象者の全てが失格となった場合は、調査対象者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不調として終了し、入札参加者に通知する。

(契約しない場合の判断基準)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

(1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合

(2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合

(3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合

(4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合

(5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合

(6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合

(7) 作業効率等が施工不可能なものである場合

(8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(落札者決定等の通知方法)

第12条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は電子入札システムにより行い、紙入札による場合は書面により行うものとする。

(契約保証金)

第13条 調査対象者が落札者となった場合における契約保証金は、契約金額の10分の3以上とする。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

(監督体制の強化等)

第14条 調査対象者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳、下請負人通知書の内容のヒアリング 請負業者から提出された施工体制台帳及び下請負人通知書の内容についてヒアリングを行うものとする。
この際、低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者又は金額の下請契約については、理由を求め、合理的理由がない場合は総括監督員と協議し、工事成績を減点するものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリング 当該工事の主管課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。
- (3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。
- (4) 労働安全担当機関との連携 当該工事主管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
- (5) 厳格な検査の実施 検査は、厳格に行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までに目的物の引渡しが行われる契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第6条の改正を除く。）は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第6条の改正に限る。）は、令和2年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。
- 4 改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第6条の改正に限る。）は、令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。